



私たちは不正を許しません!

東京地本は東地指令第4号で脱退した地本・支部・分会の元役員に、5月8日までに返還されていない会計帳簿類の返還を求めてきました。

しかし、**92分会中**、通帳、印鑑、キャッシュカード、暗証番号、証拠書類など、すべてを返還してきたのは**31分会**にしか過ぎません。**部会、分科会、青年部も返還されていません!**

その31分会の中でも、証拠書類や現金の不足が多数見られます。これは返還請求に値します!

JR東労組の財産は、JR東労組組合員のものです。

脱退した元役員がJR東労組の財産を返還せず、

使用することは犯罪行為に当たります。

東京地本は、返還に応じていただけない場合、

怒

法的手段を行使せざるを得ない事を明らかにします!